

近代公立図書館の形成

森 耕 一

Formation of the Modern Public Library

MORI Koichi

1. Public library という概念の変容

1950年に制定された、わが国の図書館法（昭和25年4月30日、法律第118号）は、その第2条において「図書館」を

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設と定義する。そして、同条第2項において

地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第34条の法人の設置する図書館を私立図書館という
と定めている。日常は公共図書館という表現が非常によく使われているが、法律上では「公共図書館」という用語は使用されていない。

ところで、とかく「公共図書館」に対応するものとみなされている 'public library' は、どういふものとして理解されているであろうか。L. M. Harrod の編集になる図書館用語集には、次のように記載されている。

PUBLIC LIBRARY. A library provided wholly or partly from public funds, and the use of which is not restricted to any class of persons in the community but is freely available to all.¹⁾

この定義は、次の三つの要件から成り立っている。

- (1) 公開性 コミュニティのすべての人びとが利用できること。この点、1949年にユネスコが公表した“Public library manifesto”には、もう少ししていねいに書かれていて、「職業、信条、階級又は人種にかかわらず、コミュニティの全成員に対して平等に……開かれていなければならない」とある。
- (2) 公費負担 図書館の維持運営に要する経費は、その全額又は一部が公的な財源から提供されること。
- (3) 無料制 図書館の利用は無料である。

第2の「公費負担」ということについては、多少説明を補っておいた方がよいであろう。留意すべき点が二つあって、その一つは 'partly' という副詞の解釈である。半額ないしはそれ以下であっても 'partly' といえるであろう。しかし、ユネスコの「宣言」には“supported wholly or mainly from public funds”とあって、この 'wholly or mainly' という方が、今日の実情と合っ

ている。

いま一つは、'public funds' とよばれるものに、国（中央政府）の財源が含まれると解するかどうかという点である。もし国費が含まれると解するならば、国立図書館も 'public library' であるということになる。はたして、そうであろうか。このことに関連するものとして、国際図書館協会連盟 (International Federation of Library Associations) が、1955年に公表した覚書があり、その覚書で、図書館法に盛り込むべき事項の一つとして "Appropriate local authorities must be empowered to expend public funds for public library purposes"²⁾ ということを挙げている。すなわち、'public library' 事業は、地方自治体が実施すべきものであり、これに要する経費は自治体が負担するということである。この覚書の趣旨から考えれば、'public funds' には国費は含まれないものと理解すべきである。

したがって、現代の 'public library' というのは、地方自治体が設置し運営する図書館、すなわち「公立図書館」である。しかしながら、'public library' を、このように限定的な意味に解するようになったのは、19世紀半ば以後のことである。この 'public library' という概念に変化をもたらすことになった発端は、アメリカにおいてはボストン市立図書館の誕生³⁾ であり、イギリスでは公立図書館法の成立である。そして、これら二つの国が公立図書館のパイオニアであり、今日でも、公立図書館に関しては両国に範を求めることが極めて多い。

イギリスにおいては、1850年に公立図書館法（以下「図書館法」と記すことがある）が成立した。この図書館法成立の直接の動機となったのは、1849年の下院特別委員会の報告書である。この1849年の特別委員会の証人として最も重要な役割を演じたのは、Edward Edwards (1812-1886) であるが、彼は、ヨーロッパ大陸の諸国及びアメリカ合衆国にくらべて、イギリスには public libraries が極めて少ないということを証言した。そのイギリスが、public library を最初に法制化した国の一つであり、その後の歴史においては public library のパイオニアであるというのは、矛盾したことのように聞こえなくもない。しかし、1849年当時、イギリスには少ないとされた public libraries と、イギリスがそのパイオニアであるというときの public library とは、言葉は同じであるが、その性格が大きく異なってきており、同一視することができない。前者を伝統的な意味での public library とすれば、後者は近代的な public library である。この近代的な public library という概念が、どのように形成され確立されたか、その点を明らかにしようというのが、本稿の意図するところである。

2. Edwards の証言

大英博物館刊本部の職員であった Edwards が、1848年3月20日、ロンドン統計学会で「ヨーロッパ及びアメリカ合衆国における主要公共図書館に関する統計的考察」と題する発表を行った。この発表は、予期に反して反響があった。⁴⁾ のちに、同学会の機関誌に論文として掲載⁵⁾ され、それが下院議員 William Ewart (1798-1869) の目にとまった。

William Ewart は、リバプールの貿易商の次男で、イートンからオックスフォードのクライスト・チャーチに進んで、1821年に B. A. を取得した。大学卒業後2年間、イタリア、ドイツ、フランスで語学を勉強し、見聞を広めた。1828年に初めて下院議員に当選した。1830、1831、1832、1835年にはリバプールから、1839年にはウィガンから選出され、その後1841年から1868年

までは、彼の祖先の出身地であるダンフリーズを地盤に、下院議員として活躍した。Ewart は、早くから進歩的な自由党員として議場でしばしば発言し、穀物法の廃止に賛成し、死刑廃止を推進し、晩年には大学の改革に尽力した。⁶⁾

Edwards の論文を読んだ Ewart は、早速 8 月 23 日付の書簡を Edwards に送った。⁷⁾ その書簡の中で、Ewart は、「国民に自由に開放された図書館は、国民性に重要な影響をもたらすものと考えます。……わが国の都市に公共図書館をつくることによってもたされる利益及び公共図書館の振興をはかる最善の方策を調査するために、特別委員会を設置することを提案しようかと考えています。……その委員会の報告書が、あるいは政府の行動を促すことになるでしょう⁸⁾」と述べた。Edwards は、Ewart の提案に賛意を表した。その後数か月間、Ewart の考えを実行に移す準備のために、ふたりは頻繁に書簡を交わし、またしばしば直接に面談した。周到な準備ののち、1849 年 3 月 15 日、Ewart は、下院で公開図書館の設置促進を検討する特別委員会⁹⁾ の設置を提案し、この動議は承認された。

特別委員会（以下「委員会」と記す）は、同年 3 月 30 日に第 1 回の会合を開いて、Ewart を委員長に選出し、以後の審議の進め方について協議した。委員会は、4 月 19 日から 7 月 10 日まで 14 回にわたって、内外の関係者 32 名から国内及び欧米諸国の図書館に関する証言を聴取した。7 月 12 日に開かれた最終の委員会で、Ewart が執筆した委員会報告¹⁰⁾ の文案を検討し、若干の修正を加えた上で、これを承認した。¹¹⁾

以下、この委員会における証言を通じて、当時どのような図書館を public library と考えていたか——証人によって定義ないし解釈を異にするが、そのことをも含めて——、また欧米諸国における public libraries がどういう状況にあったかを明らかにしたい。

まず、Edwards¹²⁾ の証言からみていくことにしよう。Edwards は、委員長の質問に答えて、public libraries を次のように定義した。「第一に、全面的にあるいは部分的に公費によって維持される図書館である¹³⁾」という。さらに、「多かれ少なかれ公衆の利用に供されている図書館まで含めることにしたい」(Q. 10) という。すなわち、Edwards は、図書館に対して多少とも公費が支出されているということと、公開されていることを挙げているが、この二つの条件をともにはなく、いずれか一方を満たしていれば、それらを public libraries とみなしている。極めて緩い意味における public library である（以下、この緩い意味の場合に、「公共図書館」とよぶことにする）。このような意味での公共図書館が、イギリスには少なく、その種の図書館の数においても、公開の度合においても、ヨーロッパ大陸の諸国はずっと高い地位にある (Q. 11—13) というのが、Edwards の一貫した主張である。

イギリスの図書館の貧弱なことに不満を述べた人として、Gibbon が紹介されている。ロンドンには「世界最大の都市であるにもかかわらず、公共図書館を欠いている。」そのために「歴史上の大きな問題を論じようとするとき、その研究の基礎になる多くの図書を個人で購入する必要に迫られる¹⁴⁾」と述べている。

Edwards は、外国の公共図書館について調査した結果を次のように証言する。フランスには、少なくとも 107 の公共図書館があり、それらの図書館の蔵書を合計すると約 400 万冊に達し、これらはすべて極めて自由に公開されている (Q. 26) という。その他の国の公共図書館数と蔵書の合計として

ベルギー	14館	538,000冊
プロシア	44	2,400,000
オーストリア	48	2,400,000
サクソニー	6	554,000
ババリア	17	1,267,000
デンマーク	5	645,000
トスカナ	9	411,000

という数字を挙げている (Q. 32—39)。

各国の公共図書館の蔵書冊数を、人口¹⁵⁾との比でみると、人口100人につき、フランスが129冊、ベルギー95冊、プロシア200冊、オーストリア167冊、デンマーク412冊などとなる (Q. 40)。それに対して、イギリスはどうかといえ、人口100人につき約53冊 (Q. 41) にすぎない。

次に、各国の首都における公共図書館の状況が明らかにされる。まず、パリには、完全に公費で維持されている公共図書館が九つあり、その蔵書の合計は1,474,000冊に達する (Q. 42)。その九つの図書館というのは、国立図書館 (蔵書824,000冊)、アルスナル図書館¹⁶⁾ (180,000冊)、サント・ジュヌヴィエーブ図書館 (150,000冊)、マザラン図書館 (100,000冊)、フランス学士院図書館 (約80,000冊)、市庁の図書館 (55,000冊)、ソルボンヌ大学図書館 (約40,000冊)、自然史博物館図書室 (30,000冊)、内務省図書館 (15,000冊) である (Q. 43)。このように、Edwards が「公共図書館」として挙げたものの設置者は、実にさまざまである。はじめの四つは国立の図書館であって、これらの図書館の予算は、「毎年議会の承認を得ており、その額は、総計で年23,555ポンドに達する」(Q. 42) という。九つのうちには、そのほか、大学図書館も官公庁の図書館も含まれている。そして、これらの図書館は、Edwards によれば、すべて「完全に公費で維持されている」という。すなわち、この時点では、Edwards は公費というものを広義に解釈しており、それには国費も含まれている。したがって、国立の図書館も公共図書館なのである。

図書館の公開性 公共図書館の一つのカテゴリーとして、Edwards は、「公衆に開かれている」ものを挙げた。しかし、公衆に開かれているといっても、一方には極めて開放的な図書館もあり、他方には紹介状を必要とするような図書館もある。委員会でも、しばしばこのことがとりあげられているが、Edwards は、まず、図書館をその公開度 (degree of accessibility) によって三通りに分類している。

第一に、無料 (gratuitously) かつ無条件に市民に開放されている図書館がある。

第二に、紹介状があれば、無料で利用できる図書館がある。

第三に、図書館が法人又は出資者たちの財産であって、一定の条件のもとに好意的に (as a matter of favour) 入館が認められるものがある。(Q. 145)

このような分類を基礎にした場合、イギリスの公共図書館がどういう状況にあったかということ、入館に際して「氏名と住所を記入する」だけで、それ以上何の手續も要しないのは、ただ一館、マンチェスターのチータム図書館¹⁷⁾ だけであった (Q. 146—148)。第二の、推薦状ないし紹介状を必要とする図書館は、連合王国内に10館ないし11館あるだけである (Q. 153)。第三の、好意的に利用を認められる図書館は、20ないし21館である (Q. 155)。

以上の3種類を合わせて、国内に約33館あるが、ロンドンにある公開図書館は、大英博物館図

書館（蔵書435,000冊）、サイアン・カレッジ図書館（35,500冊）¹⁸⁾、ウィリアムズ図書館（17,000冊）、テニスン図書館（3,000冊）の4館で、これらはいずれも第2種の公開図書館である（Q. 166—167）。これら4館の蔵書の合計は49万冊で、ロンドンの人口100人あたり24.5冊である（Q. 194）。それに対して、パリは100人あたり160冊で、ベルリンは182冊、ミュンヘンは750冊¹⁹⁾で、パリはロンドンの6倍以上、ベルリンは7倍、ミュンヘンは31倍である（Q. 195）。なお、エジンバラには三つの公共図書館があり、それらの蔵書を合計すると288,000冊で、人口100人あたり約219冊である（Q. 205—206）。ダブリンには四つの公共図書館があり、それらの蔵書の合計は142,889冊で、人口100人あたりでは59冊である（Q. 212—213）。

貸出図書館 上述の範囲では、「公衆に開かれている」ということを無条件に開放しているか、あるいは入館になんらかの条件を設けているかという観点からみてきたのであるが、図書館の公開性に関しては、別の一つの観点がある。それは、図書の利用が図書館内に限られるかどうかという問題である。たとえば、チータム図書館は、極めて自由に入館を認めるが、すべて館内で閲覧しなければならず、貸出は、たとえチータム図書館の理事であっても許されない（Q. 1144—1146）。これは、同館の Thomas Jones 館長の証言である。

しかし、1849年に議会で公共図書館のことがとりあげられたのは、学者・研究者にとって不便であるというだけでなく、労働者を含めて、広く一般市民が自由に利用できる図書館がイギリスには少ないという、そのことが問題であった。ところで、働いている人たちは、一日労働に追われていて、夜間にしか図書館を訪れることができないし、館内でじっくり閲覧する時間的余裕も十分には持ち合せていない。したがって、働いている市民にとっては、夜間開館（Q. 449, Q. 2833—2834）と貸出が行われなければ、図書館が真に開かれたものとはならない。すなわち、貸出を実施しているかどうか、図書館の公開度を測る別の一つの基準となる。

Edwards は、パリの公共図書館について証言したあと、「それらは貸出図書館か」という質問に対して、「アルスナル図書館以外は、すべて貸出図書館である」（Q. 45）と答えている。貸出図書館とはどういうものかといえば、Edwards は「一定の条件にしたがって、図書館の図書を、特別の好意としてではなく、〔利用者が有する〕権利として貸出す図書館」と定義している（Q. 46）。そして、「アーマー²⁰⁾が唯一の例外で、そこ以外には英国に無料の貸出図書館は存在しない」（Q. 281）という。

3. 海外諸国の実情

フランス フランスの公共図書館については、Edwards も重要な証言をしているが、ここでは、フランスの文相及び首相を務めた F. P. G. Guizot の証言によって、その実情をみることにする。

まず、フランスに現存する公共図書館の数を尋ねられたのに対して、正確な数が分らないし、不正確な答をしたくないので、フランス政府に照会して頂きたい（Q. 460*）と答えている。次に、フランスの図書館の公開度については、「あらゆる意味で開かれている。閲覧もできるし、図書を借りることもできる。フランスのどの公共図書館でもそうだと断言できないが、大多数の図書館が、閲覧しに来る人すべてに対して開かれているし、町で知られている人、なにか推薦状を持っている人、館長がよく知っている人物であれば、だれにでも図書を貸出す。これが、ごく普

通の方法である」(Q. 461) という。

公共図書館の数を増すために、なにか方策をとったかという質問に対して、Guizot は、「精巧な版画の入っている著作とか学術書の場合には、政府が一定の部数を買上げて、地方の主だった図書館に配布する。これが地方の図書館を増加させる一つの方法である」(Q. 471) と説明している。

国から財政援助 (pecuniary aid) を受ける図書館が二通りあって、一つは、その予算について「直接に議会の承認を受ける公共図書館が、パリに四つある。この点に関して、前の証人 [Edwards のこと] の答弁は極めて正確である。そのほかに、間接に議会の承認を受ける図書館が幾つかある。例えば、フランス学士院の図書館がそうである。フランス学士院の予算は、毎年議会の議決によって決められるが、その図書館の経費は、学士院全体の予算の中に含まれている」(Q. 473) と証言した。それに対して、市の図書館には「議会がなんら関与することなく、すべて市の予算で維持されている」(Q. 474) という。

ところで、共和政の時代を経験したフランスの場合は、公共図書館というものの意味が、やや異なっている。Guizot は、公共図書館を「市あるいは一般的に政府²¹⁾に属している図書館で、公衆に開放されており、その経費が市あるいは一般的に政府の予算から支出されているもの」(Q. 478) と定義する。そして、フランス学士院の図書館、下院の図書館などは専門図書館であって、正確には公共図書館とはよべないが、大多数の市民に対して開放されているという。この Guizot の定義の方が、Edwards の定義よりも近代的である。これは、フランス革命後、貴族など個人の文庫がすべていったんは国有財産として没収され、その後地方に分配されたという歴史的経過を反映しているものと考えられる。

貸出に関しては、地方の図書館は、パリの図書館よりも多少とも厳しく、なにか証明書を求められるであろうが、フランスの公共図書館は、概して貸出を実施している (Q. 488) という。「ロンドンには公共図書館が不足していると思うか」という質問に対して、Guizot は「ロンドン図書館がなかったら、非常に不便を感じただろう」(Q. 545) と答えている。ロンドン図書館というのは、1841年に創立された会員制の図書館である。大英博物館に関しては、「施設はすばらしいが、本を借り出せないことが不便である」(Q. 551) と述べた。

ドイツ ドイツの図書館事情については、Albert 公の秘書の Charles Meyer 博士が証人としてよばれたが、彼は、まずドイツの公共図書館を二種類に分ける。一つは各分野の文献を広く収集する図書館であり、もう一つは特定の分野に重点をおく図書館である。例えば大学図書館は前者であり、後者の例としては、ハンブルクの商業図書館、美術図書館を挙げている (Q. 2126)。そして、市立図書館は、地方の歴史・法令に傾斜し、ローカルな関心を満たす図書を多く所蔵するものとして、専門図書館に分類する (Q. 2127)。

いずれにしても、これらの公共図書館は、少数の例外を除いて公開されており、貸出も実施している。そして、ほとんどの公共図書館が貸出を実施していることが、「イギリスの図書館とドイツの図書館との間で、最も大きく相違する点である」(Q. 2130) という。

ドイツの図書館の公開度について、Meyer は「市民はだれでも市立図書館を自由に利用することができるし、大学の構成員はだれでも大学図書館を自由に利用することができる。しかしながら、大学の構成員でない一市民が、大学図書館を利用したいと思ったら、最初は大学の構成員

森：近代公立図書館の形成

による紹介を必要とする。また、大学の構成員が市立図書館を利用したいというときは、その市民の紹介がなければならない (Q. 2138) と説明した。それでは、「ドイツにおける方法は、大英博物館の方法に似ているのか」という問に対しては、「確かに似ている。ただし、大英博物館では貸出をしない点が相違している。ドイツの図書館では、紹介状があれば図書館を借り出すことができる」(Q. 2141) と答えている。

アメリカ アメリカ合衆国については、かつてエール大学図書館の館長であった Henry Stevens²²⁾ が証言した。Stevens は、はじめにアメリカ合衆国の図書館の概況について述べている。彼の証言によると、合衆国の公共図書館は、小規模であるが、館数は非常に多い。蔵書 5 万冊以上のものが 2 館、2 万冊以上が 9 館、1 万冊以上が 43 館、5 千冊以上の図書館が 100 館以上、それ以下のものが数千ある。図書館の種類としては、議会図書館、州立図書館、大学図書館、会員制図書館、市町村の図書館、教会図書館、学校図書館などを挙げている。182 の大図書館が有する蔵書の総計は 1,294,000 冊である。研究者たちは、ヨーロッパにあるような大きい公共参考図書館の不足を痛感している。そのために、深く研究する必要のある人たちは、ロンドンかパリ、あるいはベルリンを訪れざるをえない。しかしながら、このような欠陥は、特定の専門分野について充実した私立図書館²³⁾ が各地に出現することによって急速に改善されつつある。なお、現在ワシントンにはスミソニアン研究所、ニューヨークにはアスター図書館という大きな公共図書館が設立されようとしている (Q. 1490)。

次に、公開しているかどうかという点であるが、スミソニアンとアスター図書館は、閲覧は全く自由であるが、貸出はしない (Q. 1491)。公費で維持され、広く公開している図書館として、アメリカには州立図書館がある。ほとんどの州が州立図書館を設置しており (Q. 1504)、ニューヨーク州立図書館の場合、年間の予算は平均約 700 ポンドで、しばしば追加予算がある (Q. 1519)。州立図書館は、州の公文書、裁判記録及び州政府の刊行物を所蔵し、他州及び連邦政府とそれらの公文書・刊行物を交換することによって蔵書の充実につとめている (Q. 1508—1510)。ニューヨーク州の場合、州政府が、行政資料のみならず州の博物誌 (全 15 巻)、地図なども出版しており、これらの刊行物を所蔵する州立図書館は、行政・司法関係の図書館というよりは、やや広い、一般的な性格の図書館といえるであろう。ニューヨーク州立図書館は、当時約 15,000 冊の蔵書を有していた (Q. 1520)。

州立図書館は、だれも、どんな地位の人でも外国人でも利用することができる (Q. 1513—1514)。紹介状も必要としないし、氏名を記帳する必要もない (Q. 1515—1516)。ニューヨーク州立図書館は、日曜日以外は開館し、州議会の会期 (毎年 1 月 1 日から 100 日間) 中及び法廷の開かれている期間——両者を合わせて約半年間——は午前 9 時から午後 9 時まで、その他のときは午前 9 時から午後 4 時まで開館する (Q. 1549—1551)。州議会の議員及び州政府の職員には貸出をするが、その他に対しては、特別の場合以外は貸出を認めていない (Q. 1560)。

貸出に関して合衆国の事情を尋ねられたのに対して、Stevens は、合衆国では「ほとんどすべての図書館が貸出図書館である」(Q. 1561) と答えている。この答弁にまちがいはないが、州立図書館がそうであるように、通常それぞれの図書館で、貸出を許可する対象を限定している。大学図書館が、一般の人びとの入館・閲覧を認めたとしても、貸出は大学の構成員に限られていた。²⁴⁾

当時、合衆国は会員制図書館の最盛期であったが、これらの図書館は、概して会員でない人にも比較的自由に入館と館内閲覧を許していた。それは、会員でない人にも図書館を見てもらい、気に入れば会員になってもらいたいという考えがあった (Q. 1496—1497) からである。しかし、図書の貸出は、原則として会員に限られていた (Q. 1563)。「非会員であっても、図書を館外で利用できる図書館があるか」という質問に対して、Stevens は、非会員に対しても「全く自由に図書を貸しているのは、私の知る限りではフィラデルフィア図書館だけである。そこでは、図書の価格の3倍の保証金を預ければ、だれでも6ペンスの借料で借りることができる」(Q. 1564)と答えている。フィラデルフィア図書館というのは、1731年、Benjamin Franklin が中心になって出資者50名で発足したフィラデルフィア図書館会社のことで、この図書館では、1734年1月に規則を改正して、それ以後非会員への貸出を実施していた。²⁵⁾

住民に開放された図書館として、このほかに、公立学校の図書館がある。これは、蔵書がたかだか2,000冊位の小規模の図書館であるが、校区内の住民は、だれでも利用することができ、貸出も認められる (Q. 1586—1590)。合衆国では、「自治都市が図書館を設置しているか」という問に対して、Stevens は、「ボストン市で、1848年に議会が市立図書館の設置を決議した。²⁶⁾ニューオーリンズも市立図書館を設立し、急速に蔵書を増している」(Q. 1596)と答えた。市によって設置された図書館は「相当数あって、1839年にマサチューセッツ州だけで15館を数えた」(Q. 1598)と証言している。

4. 公共図書館の財政と管理

Edwards は、公共図書館とよばれるものの第一のグループとして、経費のすべて又は一部が公費で負担されている図書館を挙げた。この公費負担という点に関して、各国の実情がどうなっていたかをまとめておく。

まず、フランスについてみると、Guizot は公共図書館を、「市あるいは政府に属している図書館で、公衆に開放されており、その図書館の経費が市あるいは政府の予算から支出されているもの」と定義している。この定義は、Edwards の定義よりも狭く、公開と公費からの支出という、二つの条件を満たしているものを公共図書館としている。Guizot においては、公費負担は公共図書館の必要条件の一つである。地方都市の場合、図書館の維持運営のために「課税する権限が市議会に与えられているか」という質問に対して、Guizot は「特に図書館のために課税することとはしていない。図書館の経費は、その市の一般会計予算の中に含まれている」(Q. 480)と答えている。

ドイツの場合、公費が十分でないところでは、予算の不足を補うために、有料会員制を併用している図書館がある。有料会員は一定数の希望図書を申し出る権利があり、この希望に応じて購入した図書は、最初の一年間は有料会員だけの利用に供し、その後は図書館の所有に帰する。Meyer は、この有料会員制の併用を便利で有益な方法である (Q. 2129) と評価している。

アメリカの州立図書館は、すべて州の予算で維持されている (Q. 1508)。アメリカには、住民も利用できる図書館として学校図書館があるが、この学校図書館に対しては、州が補助金を支出している (Q. 1533, 1591)。

なお、フランスでは、公共図書館の振興を図る一助として、刊行費のかさむ学術書の場合、政

森：近代公立図書館の形成

府が何部かを買い上げることによって出版を可能にするとともに、買い上げた図書を地方の公共図書館に配布している (Q. 471, 535)。

また、アメリカでは、図書館が図書を輸入する場合に関税を免除している。アメリカの図書館では、その蔵書の相当部分が外国書なので、この免税措置は、非常に重要なことである (Q. 1593—1595)。輸入図書に対する関税は、Edwards の証言によれば、アメリカが10%、ベルギーが3%、オーストリア2%、フランス1%、ドイツ諸国の多く、オランダ、デンマーク、ノルウェーは無税 (Q. 391)、それに対して、イギリスは平均12%の従価税に相当し、非常に重い税であった (Q. 389)。

公共図書館に対する監督 図書館に対して、特に国又は州から補助金が支出されるような場合、政府が図書館に対してなんらかの監督 (control or supervision) を行うことが予想され、委員会でも、このことがとりあげられている。フランスでは、公教育大臣が、補助金の支出の有無にかかわらず、すべての公共図書館を監督し査察する権限を有している。一人ないし二人の監督官がいて、毎年、国内の全公共図書館を視察して回っている (Q. 477)。アメリカでは、州が学校図書館に対して補助金を出しているが、その場合、毎年州の教育局に対して報告書を提出しなければならない (Q. 1532, 1537)。

公共図書館の管理 フランスの場合、中央政府の査察を別にすれば、地方の公共図書館は市議会の管理下にある (Q. 485)。ドイツでも、自治都市の図書館は市議会の管理下にあり、例えばリュベックには、議会によって選出された図書館委員会がある。その委員は有料会員の中から選ばれている (Q. 2172)。

ベルギーでは、市立図書館の管理に関しては、市議会によって、通常3人ないし5人から成る委員会が任命されている。²⁷⁾ 委員会は、図書館長の執行を監督し、館長が提案する図書などの購入案に同意を与える (Q. 590—591)。委員会には1名か2名の議員が加わる (Q. 592)。「政府と図書館の関係は、どうなっているか」という質問に対して、証人の Van de Weyer は、「市立図書館は、完全に市当局の管轄下にある」 (Q. 593) と答えている。

図書館法施行後、イギリスでは地方議会に図書館委員会が設けられるが、その地位・権限及び構成 (議員以外の市民を加える点) は、Van de Weyer によって紹介されたベルギーの委員会制度と非常によく似ている。

5. 公共図書館の法制化

Edwards は、委員長から「新しい公共図書館の形成を促進するには、どういう措置をとればよいと考えるか」と尋ねられたのに対して、「第一の方法は博物館法の拡張であろう」 (Q. 345) という意見を述べている。博物館法というのは、Ewart と Joseph Brotherton の提案によって、1845年に成立した法律である。その内容は、人口1万人以上の自治都市で、一定数の納税者の要求ないし決議があれば、博物館を設置するために、1ポンドにつき半ペニー以内の地方税を課することができる1ペニー以内の入館料を徴収することができる²⁸⁾ というものである。

Bunbury 委員から、博物館法の普及の状況を尋ねられたのに対して、Edwards は、「それほど普及していないと思う。その原因は、一切を地方の努力に任せたままで、国庫補助の規定がないことにある」 (Q. 348) と答えた。ただし、一例として、ランカシャーのウォリントンが、博物

館法にもとづいて博物館兼図書館を設立していると述べた。このウォリントンについては、後にやや詳細にふれることにしたい。

博物館だけでなく図書館をも設立できるように法律を改正するとして、新しい法律が適用されるべき地区として、Edwards は、まず国会議員選挙区 (parliamentary borough) と自治都市を挙げ、そのほかに、教区、救貧区連合、公衆衛生法が適用される区域にも、図書館設置の権限を与えたらよいであろう (Q. 354) と証言した。

学校 (voluntary school) に対して補助がなされているように、図書館を設置する地区に対しては国庫から補助金を支出することが望ましいと、Edwards は主張した。そして、補助金は、たとえ少額であっても大きな効果を生むであろうという考えを述べた (Q. 355—357)。そして、地方税、あるいはそれに加えて国庫補助金で、いったん図書館が設立されたら、図書は寄贈によって集まるだろうと考えた (Q. 359)。この考えは、委員会報告にもとり入れられて、次のように記されている。

図書館の形成にあたって、第一に着手すべき重要なことは、図書の保管場所を設けることである。次に、財産を自治体又は恒久的な団体²⁹⁾の所有とする手続をとる。……これら二つの条件が満たされれば、寄贈によって多数の図書が集まる。これまで、どこにおいても主要な図書館の資源は、寄贈によって得たものであった。大英博物館も、その主だった貴重な文献を寄贈に負っている。大学も、ほとんどすべての地方の図書館も、そのとおりである。……公共図書館に寄贈された図書で一部門をつくり、そこに寄贈者名が冠せられるならば、教養と博愛心のある市民にとって、これ以上に満足できる、しかも永久に残る記念物を見出すことはむずかしい。³⁰⁾

このような思想を受けて、1850年の図書館法は、税収を図書購入の費用に充てることを認めていなかった。しかし、Edwards は、マンチェスター市立図書館の運営を経験してからは、寄贈に大きく依存することが適切でないことを知り、図書購入のための予算を確保すべきである³¹⁾と主張するようになる。

一部の図書館のために、著作権法が納本を義務づけていることの是非を問われたのに対して、Edwards は、「個人的見解としては、このような法律は、誤った方針にもとづいていると言わざるをえない。公共図書館の成長発展は、国家的な目標であり、国民全体の負担で実現されるべきものである。住民全体の利益のために、一部の住民に税³²⁾を課すべきではない。……数年前に、納本が11部から5部に減らされたが、それでもなお、これは酷税である。特に、納本した図書が非公開の図書館に収まることは問題である」(Q. 363—364) と反対の意思を表明した。実際、5部の納本というのは、外国にはほとんど例がなく、ベルギーが3部、フランス、オーストリア、デンマークなどが2部、オランダ、プロシア、合衆国などは1部だけであった (Q. 367)。

既存の図書館のサービスを改善するという点に関して、Edwards は次のことを提案した。国庫補助を受ける条件として、公開を要求し、それらの図書館をある程度監督できるようにすべきである。国庫補助というのは、こういうことである。1836年の著作権法の改正によって納本を受けられなくなった六つの図書館に対して、国は、納本を停止した補償として、最高707ポンド (グラスゴー大学)、最低320ポンド (アバーディン大学)、総計3,068ポンドの補助金を毎年交付していた。六つのうち五つは大学図書館、残る一つはダブリンの弁護士会の図書館であるが、Edwards

森：近代公立図書館の形成

は、これらの図書館が公開されることを求めたのである。それと同時に、サービスの改善をはかるために、枢密院教育委員会³³⁾に図書館を査察する権限³⁴⁾を与え、図書館の財源が不足しているときは、補助金が得られるようにすることが望ましいと提案した。当時は、ほとんどの図書館がその蔵書を書庫に収めていて、利用者が直接に本を手にすることはできなかったから、目録がないことには、図書館にどのような本があるかということさえ分らなかった。それにもかかわらず、多くの図書館が、目録を印刷し刊行する資金を持っていなかった。そこで、すぐれた蔵書を有しながら資金不足に悩んでいる図書館に、補助金を交付して目録を刊行させれば、図書館の効用を著しく増すことができる (Q. 403)。なお目録に関しては、Edwards は、Ewart 委員長との間で、「なんらかの方法で、地方の図書館の目録をロンドンに集中したら、だれでも、さがしている特定の図書がどこにあるかということを確認得るのではないか。」「そういう目録ができれば、特定の図書館の利用者という範囲をこえて、より多くの人に役立つものになる」(Q. 405) といった意見を交わしている。これは総合目録の構想であるが、これがイギリスで現実に着手されるのは、1930年代に入ってからのことである。

ウォリントン博物館 Edwards の証言にもあったように、ランカシャーのウォリントン (当時の人口は21,116人) では、1848年に博物館法にもとづいて博物館を設立し、その一部として図書館を開設した。ウォリントン市の助役 J. F. Marsh の証言によれば、1760年に有志が資金を出し合って共同所有の図書館 (proprietary library) をつくった。しばらくは繁盛したが、次第に利用が落ちこんだ。はじめの出資者とは別に、少額の会費を払った人たちにも図書館を開放してみたが、一時的によくなっただけであった。会費を年10シリングまで引き下げて会員の増加をはかったが、それでも図書館を維持するのに十分な歳入を得るに至らなかった。そのため、新たに図書を購入することができず、図書の修理も満足にできなかった。そして、約1年前 (1848年5月ごろ) に、この図書館と、ウォリントン自然史協会がつくった博物館を、市に移管して公共施設をつくらうという話が持ち上がった (Q. 1707)。

1848年6月に、市として博物館を設立することに決し、仮の館舎を借りて11月1日に開館した (Q. 1700, 1702)。毎週水曜日と土曜日、午前10時から午後4時までと午後6時から9時半まで開館している (Q. 1709)。入館は無料で、最初の6か月間に6,449人の入館者があった。入館者は氏名を記帳することになっている。しかし、この規則を知らずに記帳していない人が相当にあるので、実際の入館者はもっと多い (Q. 1713-1714)。税収による歳入は年80ポンドであるが、歳入を増すために、この施設の振興に賛同する人たちから、年10シリング6ペンスの会費を集めている。この会費を払った人たち (subscriber) には、特典として一般の開館時間以外にも入館を許し、またこれらの会員だけに図書の貸出を実施している (Q. 1708)。

この市立博物館を管理するために、市議会に博物館委員会が設けられている。ただし、議員ではないが、博物館・図書館のことに関心があるという人の助力を得るために、有料会員から互選された人を委員に加えることができる (Q. 1727)。

6. 公共図書館から公立図書館へ

さて、1849年の下院特別委員会で、証人たちが実情を報告した図書館は、そのほとんどが緩い意味での公共図書館である。すなわち、設置者にかかわりなく公開している図書館か、あるいは

多少とも公費の支出を受けている図書館である。Edwards できさえも、公共図書館の定義として、第一に公費によって維持あるいは助成されている図書館を挙げ、次に、公開されている図書館まで含めると述べており、これらの条件のうち、いずれか一つを満たすものを公共図書館とみなしていた。『ロンドン統計学会誌』に発表した論文では、Edwards は、次のように記している。

There is still greater difficulty in some cases, in correctly determining what constitutes a *public* library strictly so called. ... I have, however, thought it best to confine myself to such libraries as are really open to the public at large, more or less restrictedly, or to such as derive their support, either in the whole or in part, from public sources.³⁵⁾

このように、Edwards は、「公開」しているか、あるいは多少とも「公費負担」があるか、いずれか一つの条件を満たせば、それらを公共図書館と考えていたのである。Edwardsにかぎらず、委員会における証言は、全般的にそういう緩い意味での公共図書館についてなされた。そして、自治体が設置した公共図書館、すなわち公立図書館への言及はあるものの、必ずしも多くはなかったし、特にそれが重視されているということもなかった。その中において、フランスの事情は、他の国とやや異なっていた。Guizot は、公共図書館を「市あるいは一般的に政府に属しており、公開で、その必要経費が市あるいは一般的に政府の予算から支出されている図書館」と定義した。この定義の中には国立図書館も含まれるが、Edwards の定義よりも限定的であることは、あらためていうまでもない。フランスが進んでいたのは、定義だけの問題ではない。すべての公共図書館を監督する権限が公教育大臣に与えられており、毎年、監督官が公共図書館の視察に全国を回っていたということであるから、公共図書館が、制度としてある程度確立されていたとみることができる。

しかし、委員会が、このフランスの制度に格別の関心を払うということとはなかった。すなわち、委員会報告は、フランスの図書館は「あらゆる意味で開かれている。図書館は閲覧しに来る人すべてに対して開かれているし、町で知られている人であれば、だれにでも図書を貸出す」という、Guizot の証言を引用するだけで、フランスの地方都市の公共図書館、すなわち市立図書館に特に注目している形跡は認められない。

それでは、イギリスには少ないということが証言によって明らかになった公共図書館をふやすためには、自治体にそれをつくらせたらよいという考え、すなわち「公立」の公開図書館という構想は、どのようにして生まれたのであろうか。この問題を解く鍵は、証言そのものよりも、Ewart が執筆した委員会報告の方にあると思われる。報告は、イギリスの現状を要約した後で、次のように述べている。

連合王国に公共図書館が少ないことには失望せざるを得ない。しかしながら、人びとが図書館の価値を認め、それを楽しむ傾向が増大しているという点において、証言は一致している。このことに、われわれは満足を感じる。……人びとは自力で図書館をつくることに努力している。わが国民が図書館を利用するにふさわしいということについて、これ以上に大きな証明はない。³⁶⁾

「自力で図書館をつくることに努力している」というのは、具体的には、多くの職工学校に図書館が設けられていること、及び当時ロンドンに約2,000軒のコーヒーハウスがあったが、その

森：近代公立図書館の形成

うち約500軒が図書室を備えている³⁷⁾ことなどをさしている。そういう事実とともに、イギリスからみれば弟分にあたるアメリカ合衆国の状況が、委員会を大いに刺激したと考えられる。

われわれの弟たち、アメリカ合衆国の国民は、公共図書館の建設においては、われわれよりも先んじている。合衆国には100以上の公共図書館があり、その大多数は完全に公開されているという。³⁸⁾

さらに、「イギリスでは、読書が極めて不振であるが、この事実ほど、アメリカ人をいたく驚かせるものはない」という証言を引用したあと、委員会報告は次のように述べている。

このように対照的な状況が生じたのは、一つには、アメリカにおいては普遍教育の普及のために地方自治と地方税の制度を巧みに運用したことであり、一つには、同国において図書が廉価なことである。教育が非常に普及した結果として高価な図書を買えない階層の人びとから、廉価ということに対する強い要求が起きている。³⁹⁾

以上をまとめると、委員会報告は、まずイギリス人の自助の精神に注目している。職工学校とかコーヒーハウスの図書室は、もちろん民間の事業である。自助の精神を尊重しながら、このような事業を住民全体に益するものとしてとりあげようとする、その事業主体として考えられるのは自治体ということになる。第二に、委員会は、教育の普及のために地方税の制度を活用したという先例がアメリカにあることを見出した。第三に、公共図書館の設置促進のためにとるべき方策として、Edwardsをはじめ数人の証人が、新たな立法措置ではなく博物館法の拡張を進言した。このような証言にもとづいて、委員会報告には次のように記されている。

本委員会は、都市図書館の創設と維持のために、少額の地方税を課する権限を市議会に与えることを勧告する。⁴⁰⁾

結局、委員会は、自治都市が公共図書館を設置できるように、その権限を与え、実際に図書館を設置するかどうかは、それぞれの都市の判断にゆだねるという道を選んだのである。

なお、委員会報告は、公共図書館に対して国から補助金が交付されることが望ましいとする意見があったことを記している。その当時、学校の校舎建設及びデザイン学校に対して年々国から補助金が交付されており、このような政策が、公共図書館に対して拡張されてもよいのではないか⁴¹⁾という意見である。しかし、この国庫補助の件は、ほとんど重視されなかった。Ewart は、1850年に図書館法案を下院に提出した際、法案は「財政的その他の援助を中央政府に求めるものではない」⁴²⁾と説明している。これは、中央政府の援助を求めたのでは、法案の成立がおぼつかないと判断したためであろう。したがって、1850年の図書館法では、公共図書館に要する経費は、主に自治体が負担する——このほかに篤志家の寄付を期待している——ことになったのである。

公立図書館として第三の要件である「無料制」は、どのようにして実現したのであるだろうか。Edwards が、委員会で図書館の公開度について証言した際に、公開度の最も高いグループとして、「無料かつ無条件に市民に開放されている図書館」を挙げている (Q. 145)。その直後に、すべての来館者に対して自由な図書館は、連合王国にいくつあるかと尋ねられたのに対して、「それはただ一館、マンチェスターのチータム図書館である」 (Q. 146) と答えている。チータム図書館では、「入館者は芳名録に氏名と住所を記入する」だけである (Q. 148)。

Samuel Smiles がヨークシャーの職工学校及びその図書館について証言した際に、Ewart 委員長が、関連質問として「大陸には料金を払わずに、だれでも利用できる公共図書館があるのを

知っているか」と尋ね、証人は「そのように承知している」と答え (Q. 1979), 続いて、「イギリスの大都市に、その種の図書館があったら、住民がそれを利用するようになるだろうか」という問に対して、Smiles は「もちろん利用するだろう」と答えている (Q. 1980)。

Ewart は、図書館法案を下院に提出した際に、「博物館法は、入館料として1ペニー徴収することを認めている。これは、少額とはいえ無用の妨げであって、入館料の徴収を廃止して無料にする (admit the public gratuitously)⁴³⁾」ことを提案している。Ewart 法案は、審議の過程で一部修正されたが、この「無料」の原則は、手を加えられることなく、1850年図書館法において実現した。

7. 公立図書館法の成立

1850年2月14日、Ewart は公立図書館・博物館法案を下院に提出した。前年の特別委員会の報告にもとづいて、まず「ヨーロッパで、イングランドほど公共図書館が不備な国はおよそ存在しない⁴⁴⁾」ということを指摘した。そして、公共図書館の意義について次のように述べた。「教育には、学校で与えられるものと、自分自身で獲得するものと、この二通りのものがある。人が自分自身で行う教育は、教師から与えられる教育よりも、ずっと重要であると Gibbon は述べている。公共図書館では、労働者たちに自己教育の機会が与えられる。アメリカ人は、この点ではわれわれよりもずっと進歩している。合衆国の各州に、州の維持する公開の図書館があり、それによって住民は多大の利益を得ている。合衆国には、字を読めない人はほとんどいない。」⁴⁵⁾

法案は、2月20日に第一読会を通過し、3月13日に第二読会が開かれた。Ewart は、「法案の趣旨は、すべての自治都市に公立の図書館及び博物館を設置するために少額の地方税を課する権限を、それを望む市の議会に与えようとするものである」⁴⁶⁾と説明した。Ewart の趣旨説明が終ると、ただちに Sibthorp は、「この法案は増税をおしつける以外の何物でもない」と発言して、法案に反対した。「大都市の貧しい人びとに図書館と適当なレクリエーションを提供するためには、喜んで微力をつくしたいと思う。しかし、[書物が]心の糧としてどのようにすばらしいものであろうとも、いま人びとのために最も必要なものは、体の糧である。……審議を進める前に、内閣に加わっていない議員が、国民に税を賦課する法案を提出することが合憲であるのかどうか、内務大臣の見解を伺いたい。」⁴⁷⁾

それに対して、Sir G. Grey は、「この法案が地方税を課するという点に関しては、憲法違反でも何でもない」と答弁した。「現行の博物館法によって、市議会は既に課税権を有しており、この法案は、同じ原則の単なる拡張である。この法案が憲法違反であるならば、博物館法も憲法違反である。」⁴⁸⁾

Walter Bagehot (1826—1877) の『イギリス憲政論』によれば、「国民から税金を取ることを提案できるのは、大臣だけである」⁴⁹⁾という。Sibthorp の質問は、この慣行にもとづいていたのであろう。しかし、Sir Grey の上記の答弁からみれば、提案権が大臣に限られているのは国税の場合であって、地方税に関しては、大臣でなくても提案が許されていたものと考えられる。

ケンブリッジ大学選出の H. Goulburn は、この法案が、図書館に最も必要な図書を購入することを認めていないという点で問題であるとした。「小さな自治体では、1ポンドにつき半ペニーの税収というのは、ごく少額で、建物が完成した後は、書物を買うどころではなく、日刊や週

森：近代公立図書館の形成

刊の新聞を購入するので精一杯というところだろう。そして、図書館は、結構な暮し向きで、たっぷり暇のある人たちがニュースを読む新聞閲覧室になってしまうであろう。⁵⁰⁾

オックスフォード大学選出の Sir R. H. Inglis は、この法案で「市議会に与えられている権限は、空っぽの部屋をつくるために課税するにすぎない」として、法案に反対した。空っぽの部屋は「もちろん、そこに図書を収める可能性はあるが、……あるいは講義室がつけられるかもしれない。そうしたら、そこは不健全なアジテーションの場となるかもしれない。」⁵¹⁾ 2年前のチャーティストの請願は失敗に終わったけれども、それで不安がすべて消え去ったわけではなかった。

P. Howard は、「この種の法案は、本来それを望む人たちの自発的な動きから生れるべきものである。この法案は、職工学校などをささえている民間の事業を妨害することになるので、反対する」⁵²⁾と発言した。

Joseph Hume は、「読書は熟慮に導くものであり、それは公益を増進する」ことであって、法案を支持すると述べた。ただし、納税者の3分の2の同意を得る必要があるとした。⁵³⁾

John Bright は、「図書館の利用者が *Daily News* を読むようになる、そのことを警戒している議員もいるようである。しかし、私は、あらゆる階級の人びとに大量の情報を伝え、公開の徹底した討論を盛んにすること以上に、秩序の維持に役立つものはないと信じている」と述べた。そして、納税者の同意を得ることについて規定が設けられるという理解のもとに、法案を支持する⁵⁴⁾との見解を表明した。

採決の結果は、賛成118票、反対101票で、わずかに17票の差で第二読会を通過した。

4月10日、委員会に移行する動議を提出した際に、Ewart は、二つの点で原案を修正したいという考えを述べた。一つは、法案の適用を人口1万人以上の都市に限定することであり、第二は、市議会として法の施行を決定する以前に、納税者の同意を得るように改めるということである。

図書館は犯罪の予防につながり、「この法案は、いちばん安上りの警察を用意することになる」⁵⁵⁾というのが、Joseph Brotherton の持論であったが、この日、彼は次のように発言した。「わが国では、犯罪を罰するために一年に200万ポンドを費やしている。それにもかかわらず、犯罪の予防に役立つ、1ポンドにつき半ペニーの課税を自治体に認めることに反対している議員がいる。……労働者たちの中で、その大多数は自分で書物を買うほどの経済的余裕がない。そこで、無料で利用できる各都市の図書館に書物を集めることが次善の策である。……大学に所属する人が、知識の普及に反対する人たちの最右翼に立っていることは、はなはだ遺憾なことである。この議員たち及びその選挙人は、大学人以外には、知識を得たいという人はいないものと考えているのであろうか。」⁵⁶⁾

委員会に移行する動議は、賛成99票、反対64票で可決された。4月10日と5月16日の委員会で、法案修正に関する審議が進められ、6月13日の委員会に修正案が提出された。この6月13日の委員会までで、論議はほぼつくされた。

第三読会の動議は、7月30日午前1時すぎ、賛成多数(64票対15票)で可決された。⁵⁷⁾その後、この法案は、特に討議されることなく上院を通過し、8月14日に国王の裁可を得て⁵⁸⁾発効した。1850年の公立図書館法の主たる内容は、次のとおりである。

イングランドとウェールズの人口1万人以上の自治都市において、市議会の要請があったと

きは、市長は、この法律の採択に関して納税者の意志を確認しなければならない。法律を施行するためには、納税者の投票を実施し、3分の2以上の賛成を得ることが必要である。これだけの賛成が得られなかった場合は、その後2年間は、この件に関する投票を実施できない。

この法律が採択された場合、市は固定資産の評価額1ポンドにつき半ペニー以内の地方税を徴収することができる。

この税収を財源として、図書館又は博物館あるいはそれら両者を設立するために、適当な土地と建物を入手（賃借又は買収）し、維持・修理し、増改築することができる。また、備品購入、光熱費及び人件費に充当することができる。ただし、図書又は標本の購入には使用できない。

住民はだれでも利用することができ、入館は無料である。⁵⁹⁾

イギリスの図書館法は、このように、住民の意思によって図書館を設置するかどうかを決める⁶⁰⁾採択法 (adoptive law) という形のものであった。⁶¹⁾したがって、全国各地に公立図書館が整備されるまでには、相当に長い年月を必要とした。

しかし、1850年の時点では、学校教育そのものがすべて民間の手にゆだねられており、児童の就学率は8パーセント以下であった⁶²⁾という。そして、イギリスで公立学校という制度が設けられるのは、ようやく1870年のことである。これより20年も早く、無料の公立図書館に関する法律が成立したことは、注目に値するであろう。

8. 普遍的精神

Edwards は、上司との折り合いが悪く、下院で図書館法案が審議されている最中の1850年5月に、大英博物館を辞職せざるを得なくなった。その後1858年まで、図書館法にもとづいて創立されたマンチェスター市立図書館の館長をつとめた。そして、主にこのマンチェスターの館長時代に、余暇をみて執筆を進めた *Memoirs of libraries*⁶³⁾ が、1859年に出版された。*Memoirs* は2巻、合計すると約2,000ページに達する大著で、内容は2部に分れている。第1巻及び第2巻の前半が「第1部 図書館の歴史」で、第2巻の後半が「第2部 図書館の経営」である。その第1部の第3編第17章で、自ら深くかかわった図書館法成立史をとりあげ、その中で、新しい図書館の基本について彼の見解を示している。

図書館という名に値するものをつくり、公共図書館の真の利点を後世に残そうとするならば、二つの原則に基いて始めなければならないと Edwards はいう。その第一は、「新しい図書館は、普遍的精神 (Catholic spirit) に根ざして形成されなければならない」ということであり、第二は、「これらの図書館を恒久的に維持するためには、寄贈にも経常的な会費収入にも依存することなく、自立しなければならない」⁶⁴⁾ということである。Catholic spirit を、かりに「普遍的精神」と訳したが、あるいは「寛容の精神」と訳してもよいかもしれない。言わんとするところは、いかなる政党からも、いかなる宗派からも影響を受けない、不偏不党の立場をとらなければならないということである。もし、寄贈された図書が相当部分を占めたり、寄付金又は会費に依存したりするならば、当然図書館の蔵書構成に偏りを生ずる。公共の図書館としては、そういう偏向があってはならない。そのためには、財政的に自立しなければならない。これが第二の原則である。特定の個人・団体への依存関係を排除するためには、結局、新しい図書館は、「負担し得る人すべてから集めた地方税によって維持運営し、コミュニティから選出された役員⁶⁵⁾がこれを管理す

る]⁶⁶⁾ことになる。

Edwards は、以上の二つの原則から、自明かつ当然の帰結として次の結論が導かれるとし、彼の図書館構想を明からにする。

新しい図書館は、富裕な資本家から、ごくつましい家賃(年)10ポンドの世帯主までの課税で維持されているので、それらの人すべてに役立つようにつくられ、拡充され、管理されなければならない。すなわち、階級によって差別することはない。それは、決して専門家の図書館でも、商人の図書館でも、労働者の図書館でもなく、**都市の図書館**(Town library)である。……それは、すべての来館者に対して無条件に公開されなければならない。⁶⁷⁾

Edwards は、この構想を説明するにあたって、「新しい図書館」という表現を用い、あるいは「都市図書館」という語を導入している。Edwards は、本書(*Memoirs*)においても、ケンブリッジ大学図書館(第3編第9章)やチータム図書館(第3編第11章)を public library とよんでおり、それらの伝統的な public library と峻別する意図のもとに、これらの語を使用したものと理解すべきであろう。

なお、Edwards が、階級によって差別することなく、すべての市民に開かれたものとして新しい図書館を考えていたことは、特に注目されなければならない。1850年の法案審議の過程で、議員の多くは、賛成・反対のいずれにせよ、労働者階級のことを強く意識していた。この点、Edwards の構想は、次元を異にしている。ただし、議員の中でも、Ewart だけは、Edwards の理想を正確に理解し、この点で考えを同じくしていた。Ewart は、次のように述べている。「私の考えでは、無料図書館はあらゆる階級のためのものである。もちろん、最も人口の多い(すなわち労働者)階級が、無料図書館から利益を最も多く受けるであろう。しかし、私は常々思うのだが、こういう施設の好ましい成果の一つは、あらゆる階級の人びとを一堂に集め、読書という共通のきずなで結び合わせることである。」⁶⁸⁾

さて、Edwards の考えを要約すると、こういうことである。新しい図書館を恒久的に維持するためには、それは、寄贈とか会費収入ではなく、自治体の財源(地方税)に依存しなければならない。したがって、この図書館は公立であり、当然、すべての住民に公開されなければならない。そして、Edwards においては、「無条件に」という表現のうちに、「無料」という意味が込められていたと解してよいであろう。

しかしながら、Edwards が、このような図書館論を展開したのは、図書館法成立後10年近くを経た時期であって、1849年に彼が実現を望んでいたものは、公開度の高い、貸出を実施する、そのために公的な財源から援助のある図書館であった。Edwards は、公的な財源としては国庫を含めて考えていたし、現に国庫補助を受けている図書館は公開されるべきである(Q. 403)と主張していた。

ところが、委員会報告は、国庫補助に関しては、それが望ましいとする意見があったことを記録するにとどめ、「都市図書館の創設と維持のために課税する権限を市議会に与える」ことを勧告した。そして、1850年の法案も、市議会にそのような権限を与えるという趣旨のものであった。これは、国の財政に関係のない形にした方が成立の可能性が高まるという、Ewart の政治的判断にもとづいたものである。このような状況のもとで、無料公開で、貸出を実施する図書館は、すべて自治体の発意にゆだねられることになり、近代の公立図書館が実現することになった。そ

して、イギリスは、アメリカとともに、近代公立図書館のパイオニアという栄光をにたうことになったのである。

註

- 1) *The librarians' glossary*. 4th rev. ed. London: Andre Deutsch, 1977. p. 673.
- 2) Gardner, Frank M. *Public library legislation: a comparative study*. Paris: Unesco, 1971. p. 19.
- 3) このことについては、次の文献に詳しく述べられている。
小倉親雄 アメリカの公共図書館:その起原と伝統『図書館界』19巻5号(1968) p. 186—200.
- 4) Munford, W. A. *Edward Edwards, 1812—1886: portrait of a librarian*. London: Library Association, 1963. p. 50.
- 5) Edwards, Edward. A statistical view of the principal public libraries in Europe and the United States of North America. *Journal of the Statistical Society of London*, vol. 11 (1848) p. 250-81.
Edwards は、*Journal* の1848年3月の号に載ったと記している (*Memoirs*, p. 777) が、これは誤りで、3月に口頭発表し、8月発行の号に掲載された。
- 6) *Dictionary of national biography* 及び Greenwood, *Public libraries* (注7) による。
- 7) Greenwood, Thomas. *Public libraries*. 4th ed. 1894. (Reprinted by University Microfilms Ltd., 1971) p. 65.
- 8) Munford, *op. cit.*, p. 56-57.
- 9) Select Committee on the best means of extending the establishment of libraries freely open to the public, especially in large towns, in Great Britain and Ireland.
- 10) Report from the Select Committee on Public Libraries. (以下1849 *Report* と略記する。) 1968年に、Irish University Press series of British parliamentary papers 中の1巻として複製された。
- 11) Munford, *op. cit.*, p. 66.
- 12) Edwards は、証言聴取の開始された第1回の4月19日、つづいて第2回の4月24日及び6月15日に証言台に立った。
- 13) 1849 *Report*, Q. 10.
証言の記録には、一つの質問とそれに対する答弁を一組にして、通し番号を付してあるので、以下、証言録からの引用は、本文中にこの番号を記す。
- 14) 1849 *Report*, p. iii & Q. 16.
- 15) 公共図書館を有する都市の人口の計。
- 16) 兵器庫跡に設けられたので、このようによばれるようになった。
- 17) チータム図書館については、次の文献がある。
菊池租 Chetham 図書館ものがたり『図書館学』18号(1971) p. 37-42.
- 18) 証言では35,000冊と述べている (Q. 166) が、委員会に提出した資料 (1849 *Report*, p. 10) では、35,500冊となっている。
- 19) そのほか、フィレンツェ317冊、コペンハーゲン467冊、ドレスデン490冊という数値を挙げている。
- 20) 大主教 Robinson の図書館。1849 *Report*, p. 10.
- 21) 「政府」には、地方政府、すなわち県・市町村の役所が含まれると解すべきであろう。
- 22) この当時は、ロンドンで書籍商を営んでいた。Munford, *op. cit.*, p. 65.
- 23) Private libraries. 個人の蔵書を開放しているもので、「個人文庫」とよんだ方がよいかもかもしれない。
- 24) 19世紀には、学生の利用さえも制限されていた。プリンストン大学の学生は、週に2回、1時間ずつ利用できるだけであった。
Ranganathan, S. R. *Five laws of library science*. 2nd ed. Bombay: Asia Publishing House, 1957. p. 38.
- 25) Korty, Margaret B. Benjamin Franklin and eighteenth-century American libraries. *Transactions of the American Philosophical Society*. New series, vol. 55 pt. 9 (1965) p. 9.
- 26) ボストン市からの要請に応じて、1848年3月18日、ボストン市立図書館に関する州法が公布されたが、

実際の発足は遅れて、6年後の1854年3月20日に開館した。

- 27) ベルギー公使 Van de Weyer の証言。
- 28) Kelly, Thomas. *A history of public libraries in Great Britain, 1845-1965*. London: Library Association, 1973. p. 10.
- 29) この当時は、自治体は市だけで、町・村という自治体（1894年に創設される）はなく、地区改良委員会など、一部の行政事務を執行する公共団体があつた。それらをさすものと考えられる。
- 30) 1849 *Report*, p. xi.
- 31) Edwards, Edward. *Memoirs of libraries, including a handbook of library economy*. London: Trübner, 1859. (Reprinted. N. Y.: Burt Franklin) vol. I, p. 786.
- 32) 納本というのは、物納の形をとつた徴税と考えられる。
- 33) Edwards は、文部省の創設を期待している (Q. 403, 454) が、それが実現したのは約1世紀後のことである。
- 34) 枢密院教育委員会に与える権限の内容は、図書館の実情を定期的に監査して、必要があれば規則の改正を命じ、利用価値を高めるという観点から勧告することである (Q. 455)。
- 35) Edwards, *A statistical view...*, p. 250.
- 36) 1849 *Report*, p. vii.
- 37) William Lovett の証言 (Q. 2771, 2773)。
- 38) 1849 *Report*, p. iv.
- 39) *ibid.*, p. vii.
- 40) *ibid.*, p. x.
- 41) *ibid.*
- 42) *Hansard's Parliamentary debates*. 3rd series, vol. 108, col. 762.
- 43) *ibid.*, col. 761.
- 44) *ibid.*, col. 759.
- 45) *ibid.*, col. 760.
- 46) *Parliamentary debates*. 3rd ser., vol. 109, col. 838.
- 47) *ibid.*, col. 839.
- 48) *ibid.*, col. 839-840.
- 49) 『世界の名著 60』中央公論社 1970 p. 175.
- 50) *Parliamentary debates*. 3rd ser., vol. 109, col. 841.
- 51) *ibid.*, col. 848.
- 52) *ibid.*, col. 849.
- 53) *ibid.*, col. 843.
- 54) *ibid.*, col. 846.
- 55) *ibid.*, col. 841.
- 56) *Parliamentary debates*. 3rd ser., vol. 110, col. 156.
- 57) Munford, W. A. *Penny rate: aspects of British public library history, 1850-1950*. London: Library Association, 1951. p. 28.
Greenwood によれば、Edwards は、日記の7月29日の項に「今晚図書館法案が可決された」と記しているという (Greenwood, *Edward Edwards*, p. 110)。また Hansard も、7月29日の下院における議事の最後に、図書館法案の通過を記録している。そして、Ewart の修正案が可決されたのちに、アイルランド選出の議員から、「アイルランドには適用しない」という修正が提案され、56票対13票でこの修正が可決されている。その直後に散会したが、それが1時45分である。Hansard には午前とも午後とも書かれていないが、29日の議事の量からみて午後1時45分とは考えられない。すなわち、Munford にあるとおり、30日の午前1時すぎに可決されたものと考えられる。
- 58) *Parliamentary debates*. 3rd ser., vol. 113, col. 1067.
- 59) Munford, *Penny rate*, p. 28-29.
- 60) 1893年に、ロンドン以外の都市部では、地方議会の議決で採択できるように改正された。

京都大学教育学部紀要 XXVIII

- 61) この伝統は、1964年に図書館法が改正されるまで続く。1964年図書館法については——
森耕一 イギリスの図書館行政:1964年図書館法を中心に『京都大学教育学部紀要』26号(1980) p. 91-103.
- 62) Morris, R. J. B. *Parliament and the public libraries*. London: Mansell, 1977. p. 21.
- 63) その構成案は、1848年1月にいったん作っている。Munford, *Edward Edwards*, p. 50.
- 64) Edwards, *Memoirs*, vol. I, p. 775.
- 65) 地方議会の議員又は図書館委員会の委員などをさす。
- 66) Edwards, *Memoirs*, vol. I, p. 775.
- 67) *ibid.*, p. 775-76.
- 68) Munford, *Penny rate*, p. 63.

(本学部教授)